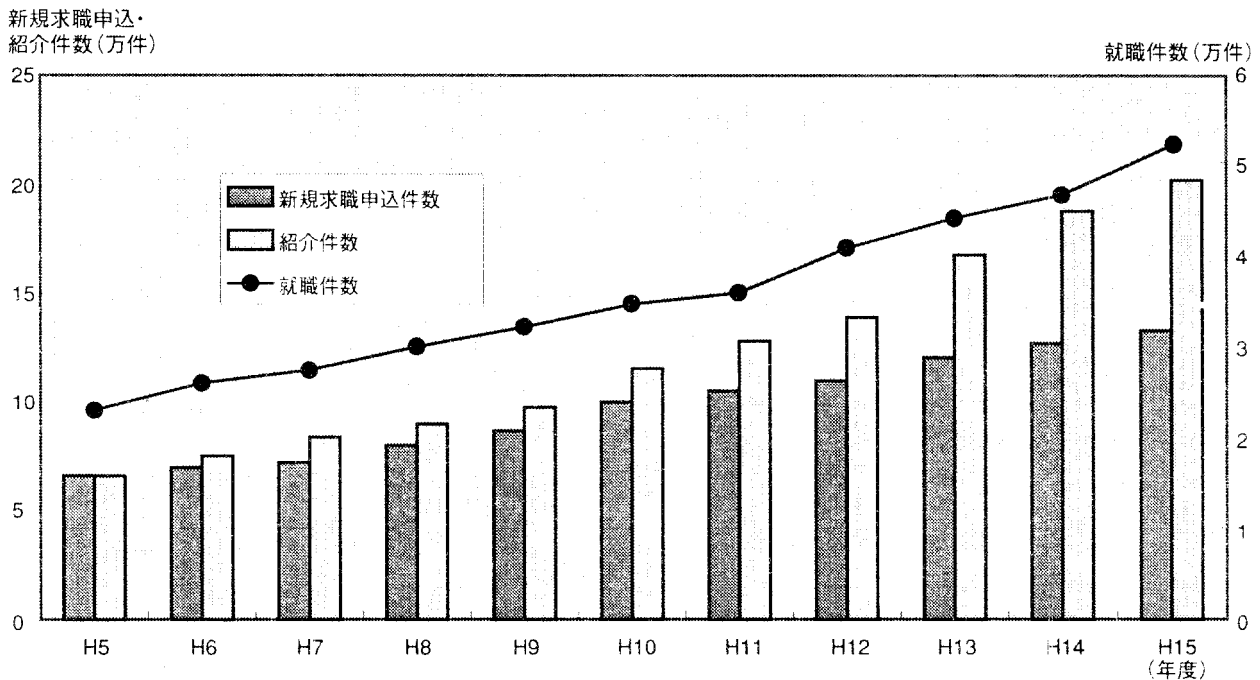


### (3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

公共職業安定所においては、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を望む者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施し就職の促進を図っている。

母子家庭の母について、平成15（2003）年度の新規求職申込件数は132,594件（平成14年度124,879件）、紹介件数は198,104件（同183,205件）、就職件数は52,145件（同46,334件）である（図表2-1-7）。

図表2-1-7 母子家庭の母の職業紹介状況



## 2 職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中、離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても母子のみで自立した生活を確保するに足る収入を得るだけの職業能力に欠ける場合も多い。このため、地方公共団体における自立支援施策の実施の推進を図るため、平成15（2003）年度からは、従来の公共職業訓練に加えて母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を創設し、実施している。

### (1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の自立を促進するためには、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援する必要がある。

このため、平成15（2003）年度から新たに、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母が教育訓練講座を受講し、修了した場合、当該母子家庭の母に対し経費の

40% (20万円を上限とする) を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体 (都道府県、市及び福祉事務所設置町村) であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

また、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の講座となっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況は、次のとおりである (図表2-1-8)。

図表2-1-8 自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県 (47)	指定都市 (13)	中核市 (35)	一般市等 (698)	合計 (793)
実施自治体数	45か所 (35か所)	7か所 (1か所)	24か所 (6か所)	251か所 (116か所)	327か所 (158か所)
実施割合	95.7% (74.5%)	53.8% (7.7%)	68.6% (17.1%)	36.0% (17.6%)	41.2% (21.0%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成17 (2005) 年2月現在のものである。

2. 下段 ( ) 内の数字は、平成16 (2004) 年1月現在のものである。

3. 「一般市等」とは、市 (指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである (以下同じ)。

図表2-1-8も示すように、自立支援教育訓練給付金事業については、事業開始初年度である平成15 (2003) 年度と比較すると、平成16 (2004) 年度は実施割合も高くなっている。しかし、事業未実施の地方公共団体が依然として多く、事業化されている地方公共団体においても、制度の存在や対象講座の状況について周知が十分に行われていない状況にある。

このため、国は、母子家庭の母が自立支援教育訓練給付金事業をより積極的に活用できるよう、全国都道府県会議や母子福祉団体、教育訓練施設を通じた働きかけを行っている。

また、平成16 (2004) 年3月には、母子家庭の母に事業の内容が一層周知されるよう、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、自立支援教育訓練給付金事業などの就労支援事業の内容等を母子家庭の母に周知していくよう、都道府県、市等に助言したところである。

なお、厚生労働省のホームページ上に、自立支援教育訓練給付金事業や母子家庭等就業・自立支援センター事業の内容等を紹介している。

図表2-1-9 主な自立支援教育訓練給付金事業の実績

事前相談件数	受講開始者数	受講修了者数
4,491件 (1,569件)	2,212人 (483人)	1,252人 (186人)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成16 (2004) 年4月から12月までの実績である。

2. 下段 ( ) 内の数字は、平成15 (2003) 年度の実績である。

図表2-1-10 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

総数	内訳		
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
522人 (89人)	162人 (27人)	315人 (57人)	45人 (5人)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成16(2004)年4月から12月までの実績である。  
2. 下段( )内の数字は、平成15(2003)年度の実績である。

## (2) 高等技能訓練促進費

介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高く、取得促進が求められているが、他方、これらの資格の取得を目的とする養成機関においては、一定期間、昼間に授業を受けることが多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては受講が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15(2003)年度から新たに、保育士等の養成機関で2年以上修業する場合に一定期間(修業期間の最後の3分の1の期間(12か月を上限とする。))高等技能訓練促進費(月額10万3千円)を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

高等技能訓練促進費事業の実施状況は、次のとおりである(図表2-1-11)。

図表2-1-11 高等技能訓練促進費事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(698)	合計(793)
実施自治体数	37か所 (29か所)	5か所 (1か所)	24か所 (6か所)	186か所 (91か所)	252か所 (127か所)
実施割合	78.7% (61.7%)	38.5% (7.7%)	68.6% (17.1%)	26.6% (13.8%)	31.8% (16.9%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成17(2005)年2月現在のものである。  
2. 下段( )内の数字は、平成16(2004)年1月現在のものである。

高等技能訓練促進費事業についても、自立支援教育訓練給付金事業と同様、平成15(2003)年度に比べ、実施自治体が増加しており、その取組みは大きく進展しているところであるが、一般市等における取組みが進んでいない状況にある。

高等技能訓練促進費を支給した母子家庭の人数は、平成15(2003)年4月から平成16(2004)年12月までで、846人となっており、このうち国家資格を取得した者は359人となっており、取得率は約42%となっている(図表2-1-12)。

図表2-1-12 高等技能訓練促進費事業による資格取得者数

事業対象者数	資格取得者数
846人	359人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から平成16(2004)年12月までの実績である。

また、就業実績については、就業に結びついた134人のうち、116人が常勤職員となっており、その割合は約87%となっている(図表2-1-13)。

図表2-1-13 高等技能訓練促進費事業による就業実績の状況

総数	内訳		
	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
134人	116人	15人	3人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から平成16(2004)年12月までの実績である。

### (3) 公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の就職を支援するため、訓練の受講を希望する者に対しては、無料で公共職業訓練の受講についてあっせんすることとし、さらに、昭和52(1977)年度から雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づく訓練手当を支給(都道府県が支給し、国がその2分の1の額を負担)してきたところである(平成15年度においては836人(平成14年度は807人)の母子家庭の母に対して支給。厚生労働省職業能力開発局調べ)。

### (4) 保育士資格の取得

保育士資格については、近年、児童福祉法に基づく国家資格として位置づけられ(平成15年11月29日施行)、この結果、保育士に対する社会的信用が高まり、保育士資格の取得を希望する者が増加する状況にある。

このような中、母子家庭等の就労を支援する観点から、平成15(2003)年度より、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者について

- ① 指定保育士養成施設において必修となっている保育実習について、家庭的保育事業(「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号各都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長宛厚生省児童家庭局長通知)に規定する事業)に補助者として従事している者又は従事したことのある者に対して、実習の一部を免除できる
- ② 保育士試験の受験資格に、家庭的保育事業に補助者として従事している又は従事した実務経験を換算できることとし、高等学校等を卒業した者は2年、義務教育課程を卒業した者は5年の従事経験があれば試験を受験できる

こととし、母子家庭の母等が保育士資格を取得しやすい環境を整えたところである。

### 3 雇用・就業機会の増大

母子家庭の母については、就業に当たって子育てと両立できることが求められる一方で、母子のみで自立できる収入の確保が必要となることから、一般的に通常の求職者よりその就職条件は難しい。このため、前述のような就職支援、能力開発支援に加えて、母子家庭の母の雇用・就業機会の増大に資する方策として、特定求職者雇用開発助成金の活用や母子福祉団体等への事業発注などを促しているところである。

#### (1) 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金（賃金相当額の4分の1（中小企業事業主は3分の1）を雇入れ後6か月ごとに2回）を支給している。平成16（2004）年度は、母子家庭の母等を継続して雇用する事業主に対して、22,050件（平成15年度20,267件）、約57億円（同53億円）を支給した。

#### (2) 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母は、生計の担い手であり、就労意欲が高く、安定した仕事に就くことを望んでいるが、一方、仕事の経験が乏しいことから、技能習得が不十分であったり、子どもの養育等のために就ける仕事に制限があるなど、よりよい仕事を得にくい状況にある。

こうしたことから、平成15（2003）年度から新たに、母子家庭の母と短期間の有期雇用契約を結び、必要な研修・訓練を実施した後、常用雇用（雇用期間の定めのない雇用契約）に移行し、6か月以上継続して雇用した場合には、事業主に対し、奨励金（母子家庭の母1人当たり30万円）を支給する常用雇用転換奨励金事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、費用については、国が4分の3を負担し、地方公共団体が4分の1を負担している。

常用雇用転換奨励金事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-14）。

図表2-1-14 常用雇用転換奨励金事業の実施状況

	都道府県(47)	指定都市(13)	中核市(35)	一般市等(698)	合計(793)
実施自治体数	29か所 (19か所)	3か所 (1か所)	11か所 (2か所)	125か所 (56か所)	168か所 (78か所)
実施割合	61.7% (40.4%)	23.1% (7.7%)	31.4% (5.7%)	17.9% (8.5%)	21.2% (10.4%)

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 1. 上段の数字は、平成17（2005）年2月現在のものである。

2. 下段（ ）内の数字は、平成16（2004）年1月現在のものである。

常用雇用転換奨励金事業への取り組みについては、平成15（2003）年に比べ進展しているものの、自立支援教育訓練給付金などの給付金事業に比べ、実施自治体数が少なく、今後一層の取り組みの推進が望まれる。



図表2-1-17 母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
許可件数	92件	78件	78件	65件	62件

資料：財務省理財局調べ

### (5) 母子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母の就業機会の増大を図るためには、母子福祉団体等母子家庭の母の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、母子家庭施策担当者の全国会議等を通じて、母子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう配慮するという、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法の趣旨について周知を図ったところである。

母子福祉団体等への事業発注については、平成16（2004）年4月から平成16（2004）年12月までの期間内に、清掃業務の委託が14地方公共団体（平成15年同期は9地方公共団体）、売店等物品販売が20地方公共団体（同14地方公共団体）、自動販売機の設置が35地方公共団体（同34地方公共団体）で、それぞれ発注されている。

また、55地方公共団体において、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」が母子福祉団体へ委託されている（平成15年度は35地方公共団体）。

## コラム3

### ～足利市母子寡婦福祉連合会の取組み～

会員数851人の栃木県足利市母子寡婦福祉連合会では、県母子家庭等就業支援センターや市と連携を密にしながら母子家庭の就業支援を行っている。

県母子家庭等就業支援センターとは、母子家庭等の就業相談、職業訓練、情報提供などについて連携を密にし、情報提供を行うとともに、当連合会の機関誌やお知らせ版などにより会員等に情報の提供を行っている。また、市においても母子自立支援員がハローワークや県母子家庭等就業支援センターと連携し、当連合会と協調しながら母子家庭の自立支援に取り組んでいる。

雇用促進面では、市が設置する斎場や老人福祉センターなど5か所に当連合会で売店を開設、運営し、母子家庭の母等を雇用している。人手が足りないときなどには自営業や勤務が休みの当連合会の会員が臨時的に就業することもある。また、市の学校給食調理場や保育所の調理員には、母子家庭の母等が優先的に雇用されているが、さらに雇用を促進するために昨年2月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の通知を受け、母子家庭の母の雇用を一層積極的に行うよう依頼している。

就業する環境の支援では、安心して働けるよう母子家庭等日常生活支援事業を積極的に活用し、市内各地区のブロックごとに若年・寡婦5～6名がチームを組み、子育て支援・生活支援に取り組んでいる。また幼児・学童等を抱えている父子家庭の生活支援も実施し、子どもの健全育成に繋がるよう活動している。

なお、高久富美会長の理想であった母子家庭等を「福祉の受け手から福祉の担い手へ」

という意識を会員に普及させ、自立した母子家庭等には奉仕活動にも目を向けさせ、各種募金活動や福祉施設への奉仕、福祉イベントでの模擬店益金の寄付など、その活動は広範囲にわたり、奉仕活動は当連合会活動の大きなウエイトを占めている。

## (6) 特定事業推進モデル事業

母子家庭の自立を促進するためには、母子家庭の置かれた状況の特殊性を考慮した新たな就業支援施策の構築を推進する必要がある。

このため、平成15（2003）年度から新たに、母子家庭の新たな就業の機会を創出するなど、地域の実情に応じた先駆的な事業をモデル的に実施し評価検討を行った上、推奨すべき事例と認められた場合には全国的な普及展開を図る特定事業推進モデル事業を実施している。

実施主体は地方公共団体（都道府県及び市町村）であり、費用については、国と地方公共団体が2分の1ずつ負担している。

平成16（2004）年度においては、松山市（愛媛県）がNPO法人あごらに委託してITホームオフィスビジネスモデル事業を実施した。本事業は、インターネット網を活用した在宅就労の社会システム構築のために、実証実験を行い、様々な角度から考察することで母子家庭の母の雇用機会の創出を目指した事業である。実証実験にあたっては、松山市の母子家庭の母からモニターを公募し、在宅就労及びコミュニティオフィスでの就労等の実証実験を行いながら、ワーカー（労働者）にとって将来どのような課題や弊害が発生し、どのように対応していくべきかを考察しながら、新たな在宅就労のビジネスモデルの確立を目指したものである。

また、新たに太田市（群馬県）が「おおたITビジネスモデル事業」を開始した。本事業では、太田市が独自に設置した太田市就職支援センター（ヤング・アタックおおた）の職員にもアドバイザーとして加わってもらい、母子家庭の母が家庭においてデータ入力システム等を使って大量の文書・数値・図面・地図などのデータの電子化作業を行うためのブロードバンドを使ったデータの送信及び管理を行う新しい仕組みを構築することにより、そこに新たな就労機会を創出し、母親の経済的な自立と生活への希望を与えるとともに、今後の継続的な運用が可能な仕組み作りを行うことを目的とした事業である。



## 4 行政機関等における雇用促進の取組み

平成15（2003）年10月に、厚生労働省内における母子家庭雇用促進チームによってとりまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16（2004）年3月に、関係省庁で構成される母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議によって、「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する。」旨申し合わせたことに基づき、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人や社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対しても、非常勤職員等の求人情報について、母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

こうした取組みにより、平成16（2004）年4月から12月までの間に、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には44名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は10名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は34名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には179名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は42名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は137名）が採用されている（採用者数は厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べによる。）。

さらに、母子家庭の母の雇入れの促進を図るとともに、母子家庭の母の就業機会を確保するため、母子福祉団体等への受注機会の増大が図られるよう配慮を促すため、平成16（2004）年8月18日に、職業安定局長から（社）日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会に対し、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第5条及び第6条に基づいて要請を行った。

また、事業者向けリーフレットを用い、様々な事務手続の機会をとらえ、民間事業者に対し母子家庭の母の雇用について協力を要請している（図表2-1-18）。

図表2-1-18

# 事業者の皆様へ 母子家庭の母の就業を ご支援ください!!

- 長引く景気低迷の中、母子家庭の母の就職が一層厳しくなっています。母子家庭の母親は子どもを育てながら、仕事をしなければならず、就職に際し、不利な立場にあります。
- 平成15年8月より施行された「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」には、民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮が定められています。
- このような状況をご理解頂き、母子家庭の就業支援に対しご支援下さい。

## Q.例えば、どのような支援の方法があるのか？

- A. 母子家庭の母の雇用に配慮いただき、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する。
- A. 母子福祉団体や母子家庭の母に事業を一部委託する。

## Q.母子家庭等就業・自立支援センターとは？

- A. 各都道府県等に設置されており、母子家庭に対して無料就業相談・講習会・情報提供等の事業を実施しています。
- A. 詳しくは各都道府県等にお問い合わせ下さい。

※なお、事業主に対する助成事業として、常用雇用転換奨励金事業（窓口：福祉事務所）及びトライアル雇用事業（窓口：ハローワーク）がございますので、ご活用下さい。

## 詳しくは…

最寄りの各都道府県市母子家庭等就業・自立支援センター又は各地方公共団体（共に裏面の連絡先）にお問い合わせ下さい。